

お客さま各位

令和5年9月

富士宮信用金庫

当金庫のインボイス制度への対応について

令和5年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当金庫のインボイス制度の対応につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

適格請求書発行事業者登録番号

T2080105003649

2.当金庫の対応について

(1)営業店の窓口等で、お客さまが各種手数料をお支払いいただいた際は、インボイスの記載事項を満たした受取書等を発行いたします。

(2)預金口座からの自動引落しで各種手数料をお支払いいただいているお客さまには、ご希望により適格請求書として「インボイス管理票」を発行いたします。

なお、受取書とインボイス管理票の記載内容が一部重複する場合がございます。

(3)ATMおよび自動両替機は自動販売機サービスに当たり、手数料が3万円未満であればインボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例」に該当するため、インボイスが交付されないことをご了承ください。

以上

インボイス制度への対応につきまして、ご不明な点等がございましたら、お客さまのお取引されている営業店窓口までお問い合わせください。



創ります“夢あるあした”

富士宮信用金庫

<https://www.miyashin.co.jp>